

○和光市教育振興基本計画策定委員会設置規則

令和7年3月27日

教委規則第1号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく市の教育振興に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、和光市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、教育振興基本計画の策定に関する事項を検討し、その結果を和光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(組織等)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育に関する者
- (3) 社会教育に関する者
- (4) こども福祉に関する者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 策定委員会に委員長及び副委員長を各々1人置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱し、又は任命した日から第2条の規定による報告が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。